

# 内灘町通学路交通安全プログラム

平成27年3月

内灘町教育委員会

### 1. 通学路交通安全プログラムの目的

近年、全国各地で登下校中の児童の列に自動車飛び込み、死傷者が多数発生する痛ましい事故の発生を受け、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁連名で通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取組みを行うよう通達があり、本町においても学校、警察署、道路管理者、地域の関係者等による緊急合同点検を実施し緊急的な改善を実施したところです。

定期的に合同点検を実施し、対策の改善や各種取組みを継続していくことが重要と考えております。そのため、これまで以上に、継続的でより効果的な通学路の安全対策の充実に向け「内灘町通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後、本プログラムに基づき、関係機関の連携を図りながら児童・生徒の通学路の安全確保に取り組んでいきます。

### 2. 通学路安全連絡協議会の設置

本プログラムの実施するため、毎年、通学路安全連絡協議会を設置します。

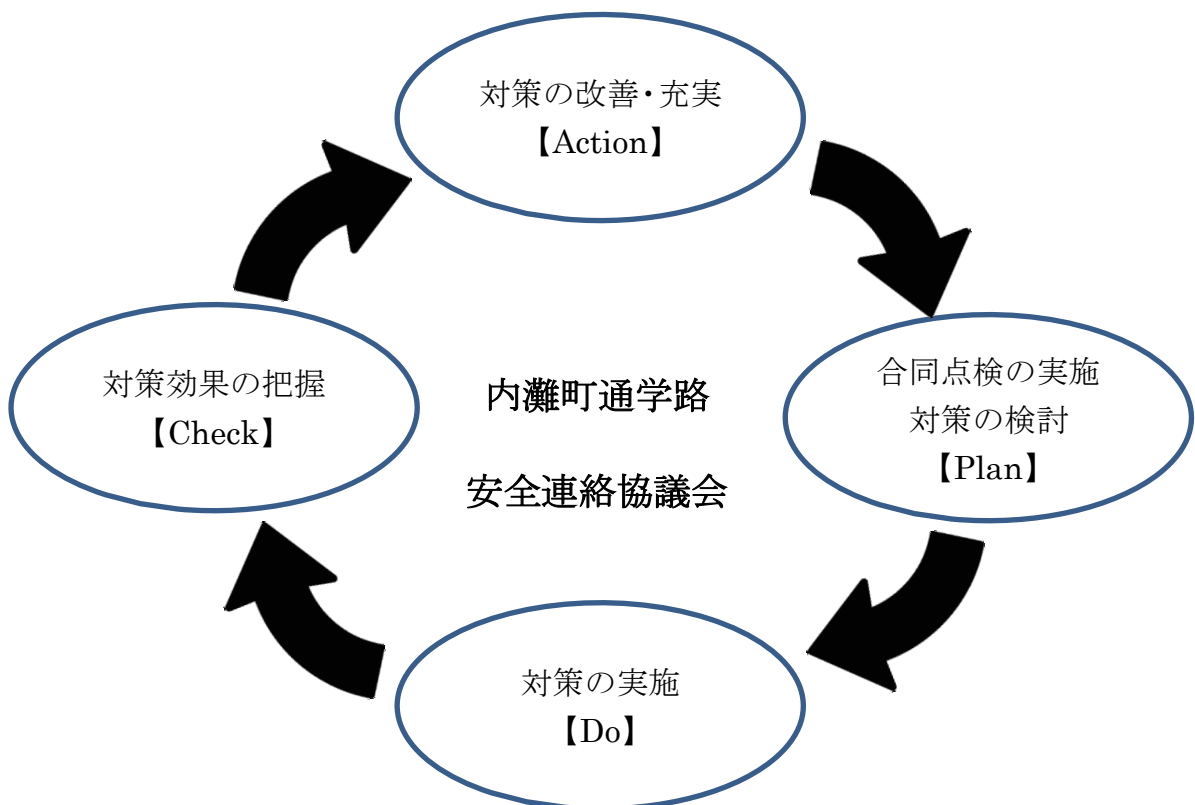
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施し、対策後の効果を検証すると共に、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして実践し、本町通学路の安全性向上を図っていきます。

〔内灘町通学路安全確保のPDCAサイクル〕



(2) 定期的な合同点検 (P l a n)

①実施箇所の決定

- ・毎年1小学校を指定し合同点検を実施。
- ・学校、P T A、安全ボランティア等の意見を掌握し合同点検箇所を決定。

②点検体制

- ・P T A、学校安全ボランティア、学校、道路管理者、本町を管轄する警察署、本町の交通安全を推進する行政組織の代表者並びに交通安全の知識を有する有識者により実施。

(3) 対策の検討 (P l a n)

- ・合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに歩道整備や保護柵の設置などのハード対策及びゾーン30の指定等の交通規制や安全ボランティアによる交通安全教育などのソフト対策を抽出箇所ごとに具体的な実施メニューを検討。

(4) 対策の実施 (D o)

- ・抽出箇所の具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

- ・車両と歩行者の隔離などの現場の確認
- ・事故の発生状況の推移  
など、対策実施後の効果を把握するために手法を検討し、対策効果の把握を実施。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 箇所図、箇所一覧の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、広報等を通じ公表する。

## 内灘町通学路安全連絡協議会 規約

(名称)

第1条 本会は「内灘町通学路安全連絡協議会」(以下「連絡協議会という。」)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、内灘町において児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するため検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、PTA、学校安全ボランティア、学校、道路管理者、本町を管轄する警察署、本町の交通安全を推進する行政組織の代表者並びに交通安全の知識を有する有識者により組織する。

2 連絡協議会は、協議を行う通学路に関係する前項の者をもってその都度組織する。

(会議)

第4条 連絡協議会は、内灘町教育委員会が招集する。

2 連絡協議会は、前条により組織した委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない。

3 連絡協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

4 連絡協議会の進行は、事務局が行うものとする。

5 連絡協議会の委員報酬は支給しないものとする。

(通学路の点検)

第5条 第3条第2項の協議を行う通学路の点検を前条の連絡協議会を行う前に行うものとする。その場合、第3条の組織の委員が合同で行うものとする。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務を処理するため、内灘町教育委員会事務局学校教育課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は連絡協議会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年11月17日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の会議の招集及び第5条の通学路の点検並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規約の施行の日前においても、第4条第1項及び第5条の規定により行うことができる。